



北労基発 1127 第 1 号
平成 29 年 11 月 27 日

公益社団法人北海道労働基準協会連合会 会長 殿

北海道労働局労働基準部長



車両の逸走による労働災害の防止等について（要請）

日頃より、労働基準行政の推進に格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、北海道内では、本年 1 月から 10 月末までに労働災害により 55 人の方々が、亡くなられており、都道府県別では全国ワースト 1 と憂慮すべき状況にあります。

こうした中、車両が関係する災害として、本年 6 月に、逸走したスクールバスを停車させようとし、運転手が轢かれ死亡する労働災害が発生しております（別紙死亡災害事例）。

車両の逸走による労働災害は、確実に停車させるため、基本的措置がとられていないことが原因と考えられるため、その防止には、車両を停車させ運転席から離れる際の作業手順の作成、安全管理体制の整備とともに安全教育を徹底することが必要となります。

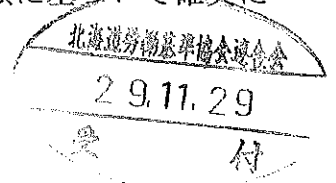
つきましては、同種災害の防止のため下記の事項について、貴団体傘下会員事業場に対して周知・徹底していただきますよう要請いたします。

また、車両の洗車等において、はしご・脚立からの墜落、転落による労働災害も多く発生していることから、これらの作業に当たって、リーフレット（別添 1）を活用していただくよう併せてお願いいたします。

なお、北海道においては、12 月から 3 月の間に年間の交通労働災害の 45 パーセントが発生していることから、引き続き「交通労働災害防止のためのガイドライン」（別添 2）の遵守とともに、一層の安全運転の励行（制限速度の遵守、シートベルトの着用、踏切手前での確実な一時停止等）を図っていただきますようお願いいたします。

記

- 1 車両を停車させ運転席から離れる際は、エンジンを止め、サイドブレーキや輪止めなどの逸走防止措置を確実に講じること。特に、勾配のある場所での停車については、サイドブレーキに加えて輪止めを実施すること。
- 2 上記の措置を講ずるための安全な作業手順を作成し、その手順に基づいて確実に



- 実施すること。また安全管理者等の安全担当者がその遵守状況を確認すること。
- 3 運転の業務に従事する労働者に対して、逸走防止を図るための安全教育を実施すること。

担当 北海道労働局労働基準部安全課
安全専門官 小田桐
電話 011-709-2311 内線 3554

全国における車両の逸走による死亡災害事例

北海道労働局労働基準部安全課作成

番号	発生年月	発生の概要
1	平成29年2月	被災者は4トン車で荷を搬送し、荷台後部をプラットホームに付けて荷降ろしを済ませたが、自社車両が逸走したため、前方に横付けしていた他社の大型トラックの側面と自社車両のフロント部の間に挟まれ、搬送先の病院で死亡が確認された。
2	平成29年2月	バス転回場に停車していたバスが逸走し、民家ブロック塀に激突した。その際、バス運転手がブロック塀とバスの間に挟まれた。
3	平成29年4月	被災者は、廃材ヤードにおいて、10トンダンプトラックの荷台に積んでいた残材を取り除くため、荷台を上げエンジンを掛けた状態で車輪止めをしないまま運転位置から離れたところ、無人のダンプトラックが同ヤードから下り勾配方向（勾配約5～10度）に動きだし、逸走した同トラックに轢かれた。
4	平成29年6月 (北海道)	被災者は、スクールバスのエンジンを始動させ暖機運転をしたまま、降車したところ無人のバスが動き出し、それを止めようとし、同バスに轢かれ被災したものの。
5	平成29年8月	宅配先の前の道路にトラックを停車させ、宅配するためトラックから離れたとき、トラックが逸走し始めたので、止めようとして運転席に飛び乗ったものの、道路脇のコンクリート壁と宅配トラックとの間に挟まれた。
6	平成29年8月	3tトラックを被災者が坂道に停車させた後に運転席から降りて坂を下っていたところ、当該トラック（無人）が逸走し始めたため、被災者はトラックを止めようとしたが止まらず、トラックと坂道の途中にある電柱の間に挟まれた。